

福岡市介護老人保健施設等整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市介護老人保健施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、要介護状態等の高齢者が、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する介護保険事業等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。なお、補助事業者は公募により募集する。

(1) 法人（ただし、社会福祉法人を除く。）であること。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 補助事業者は、前項に該当する者のうち、次の者とする。

(1) 市内に施設を設置している法人。

(2) 市内に施設を設置しようとしている法人。

(3) 上記以外で市長が特に必要と認めたもの。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

5 「福岡市の介護サービス事業者等から暴力団等を排除するために講じる措置に係る要

綱」の適用を受けるものは、前3項の規定に関わらず、当該要綱に基づき、排除措置を講じるものとする。

(補助事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 国が定める地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（以下「交付金」という。）交付要綱及び実施要綱（以下、「交付要綱等」という。）に基づくもの。
- (2) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設であって、その入所定員が30人以上であるもの。
- (3) 福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱に基づくもの。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号にかかる補助対象経費は、交付金交付要綱等に基づくものとする。
- (2) 前条第2号にかかる補助対象経費は、国が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」別表2に定める対象経費とする。
- (3) 前条第3号にかかる補助対象経費は、福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱に基づくものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費のうち次に掲げる額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- (1) 前条第1号にかかる補助金にあつては、交付金交付要綱等によって算定された額とする。
- (2) 前条第2号にかかる補助金にあつては、国が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」別表2に定める配分基礎単価を勘案して定めた額とする。
- (3) 前条第3号にかかる補助金にあつては、福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱によって算定された額とする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札その他、市が行う契約手続の取扱いに準拠して行わなければならない。
- (2) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄

附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(3) 補助事業者が施設整備を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事の完成を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助事業者が補助金の交付申請をするときは、補助金交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第11条 補助事業者は、補助事業が工事を伴うものであって、補助事業に着手したときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をするとき

(2) 補助事業を中止又は廃止するとき

(3) 補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

(補助金の変更交付決定)

第13条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の変更を交付決定し、補助金変更交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、補助金実績調査確認書に

より調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者
に補助金確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第16条 市長は、事業完了後に補助事業者より、補助金の交付請求を受けたときは、補
助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部若しくは全
部を事業の途中で交付することができるものとする。

(補助金の支払報告)

第17条 補助事業者は、補助金の受領後は、遅滞なく補助事業の支払いに充て、支払報
告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告等)

第18条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及
び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、所定の消費税仕入控除税額報告書
により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国
的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わ
ず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合
等の申告内容に基づき報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命
ずることができる。

(補助金の取り消し及び返還)

第19条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、
補助金の交付決定を取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ず
ることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受
けないで補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、
又は廃棄してはならない。

2 前項の財産処分の承認基準は、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分につ
いて」(平成20年4月17日会発第0417001号)の規定を準用するものとする。

3 財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、「補助事業等により取得し、
又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)に

規定する処分制限期間を準用するものとする。

(関係書類の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間又は前条第3項に規定する処分制限期間を経過するまでのいずれか長い期間、保管しなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

(施行の細目)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

この要綱は、平成18年3月3日から施行する。

この要綱は、平成18年6月7日から施行する。

この要綱は、平成19年2月24日から施行する。

この要綱は、平成22年1月15日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年9月9日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の福岡市介護老人保健施設等整備費補助金交付要綱の規定により申請があった補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の福岡市介護老人保健施設等整備費補助金交付要綱の規定により申請があった補助金については、なお従前の例による。

(期間)

- 3 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。